

まちなかレンタサイクル要項

まちなか運営協議会
(やなせ宿事務局)

(目的)

第1条 この要項は、自転車を通り道公共交通機関の一つとして市民及び本市を訪れる者の利用に供するため、利用に関して必要な事項を定め、もって市民の健康増進並びにまちなかのにぎわい及び観光の促進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 レンタサイクルを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 中学生以上の者であること。ただし、保護者が同伴する場合は、この限りでない。
また利用者が未成年の場合は、保護者の承諾を事前に得ていること。
- (2) レンタサイクルを利用するに当たり安全上支障のない者であること。また飲酒等により安全上支障をきたすことがあきらかな場合は、利用の申し込みを受け付けないものとする。

(利用申込)

第3条 レンタサイクルを利用する者は、住所、氏名等を証することのできる書類を提示し、様式第1号により利用申込書を提出しなければならない。

(利用期間及び利用料金等)

第4条 レンタサイクルの1回の利用期間は、1日以内とし、利用料金は、1台につき400円とする。ただし、利用及び返却できる日時は、やなせ宿の観覧時間内とする。

第5条 レンタサイクル利用者の怪我等に関する傷害保険は、当協議会が加入する。
ただし、申請に必要な関係書類（診断書等）は利用者が準備すること。補償内容は後記に記載。
また事故等により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを利用者が負うこととする。
利用者が未成年の場合は、保護者が負うこととする。

(利用申込)

第6条 レンタサイクルを利用しようとする者は、住所、氏名等を証することのできる書類を提示し、様式第1号により利用申込書を提出しなければならない。

(禁止行為)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) レンタサイクルを損傷し、又は、滅失すること。
- (2) レンタサイクル及びその利用の権利を譲渡し、又は、転貸すること。
- (3) その他レンタサイクルの管理に支障を及ぼす行為をすること。

(自主点検義務等)

第8条 利用者は、利用する前に必ずレンタサイクルの装備について、自主点検を行なうものとし、その不備による利用者及び第三者が受けた損害については、その賠償の責めを負うこととする。ただし、利用者が未成年の場合は、保護者が負うこととする。また事故等により第三者に損害を与えた場合も同様とする。

(乗車用ヘルメット着用努力義務)

第9条 利用者は、できる限り乗車用ヘルメット着用するものとする。
利用者が児童または幼児である場合は、保護者の責任において乗車用ヘルメットを着用させる努力義務を負うものとする。（道路交通法により）

(返却義務)

第10条 利用者は、その利用を終了した時は、直ちにレンタサイクルを指定された場所に返却しなければならない。
指定された場所に返却されなかった場合は、それらにかかる費用を利用者に請求することとする。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

附 則 この要項は、平成22年6月1日から施行する。

傷害保険内容

やなせ宿が貸し出すレンタサイクルの利用者本人の怪我を補償します。

- ① 保険金額：（1名につき）
 - 死亡 697万円
 - 入院補償 2,000円（日額）
 - 通院補償 1,000円（日額）